

# 資料編

## (1) 障害者雇用の現状

### 1 雇用率と雇用障害者数の推移

#### A 民間企業における障害者の雇用状況 (平成16年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (1週間の 所定労働 時間が30 時間以上)	B. A以外の 障害者	C. 計 A×2+B		
一般の 民間企業 〔1.8%〕	企業 63,993 (61,025)	人 17,667,306 (16,748,964)	人 68,539 (65,652)	人 120,861 (115,789)	人 257,939 (247,093)	% 1.46 (1.48)	% 58.3 (57.5)
特殊法人等 〔2.1%〕	法人 225 (137)	人 402,691 (263,010)	人 1,368 (947)	人 4,140 (3,600)	人 6,876 (5,494)	% 1.71 (2.09)	% 52.9 (34.3)

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

- 注 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 A欄の「重度障害者（1週間の所定労働時間が30時間以上）」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 ( )内は平成15年6月1日現在の数値である。

## B 国、地方公共団体における障害者の在職状況

### ア 法定雇用率 2.1%が適用される国、地方公共団体 (平成 16 年 6 月 1 日現在)

区 分	職員数 (除外職員除く)	障 害 者 の 数			実雇用率 C ÷ × 100
		A.重度障害者 ( 1 週間の所定 労働時間が30時 間以上)	B.A 以外の障害 者	C . 計 A × 2+B	
国の機関	人 303,269 (342,635)	人 861 (1,039)	人 4,811 (5,434)	人 6,533 (7,512)	% 2.15 (2.19)
都道府県の機関	人 363,070 (319,811)	人 1,996 (1,898)	人 4,294 (4,168)	人 8,286 (7,964)	% 2.28 (2.49)
市町村の機関	人 993,557 (859,201)	人 5,454 (5,185)	人 10,965 (10,696)	人 21,873 (21,066)	% 2.20 (2.45)
合 計	人 1,659,896 (1,521,647)	人 8,311 (8,122)	人 20,070 (20,298)	人 36,692 (36,542)	% 2.21 (2.40)

### イ 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 (平成16年 6 月 1 日現在)

区 分	職員数 (除外職員除く)	障 害 者 の 数			実雇用率 C ÷ × 100
		A.重度障害者 ( 1 週間の所定 労働時間が30時 間以上)	B.A 以外の障害 者	C . 計 A × 2+B	
教育委員会	人 673,511 (560,779)	人 2,413 (1,880)	人 4,130 (3,220)	人 8,956 (6,980)	% 1.33 (1.24)

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

- 注 1 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間勤務職員の数が含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員の数が含まれている。
- 2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)についてはダブルカウントしてある。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記3以外の機関である。
- 5 ( )内は平成15年6月1日現在の数値である。

## 2 障害者雇用実態調査に基づく雇用者数 (平成15年11月)

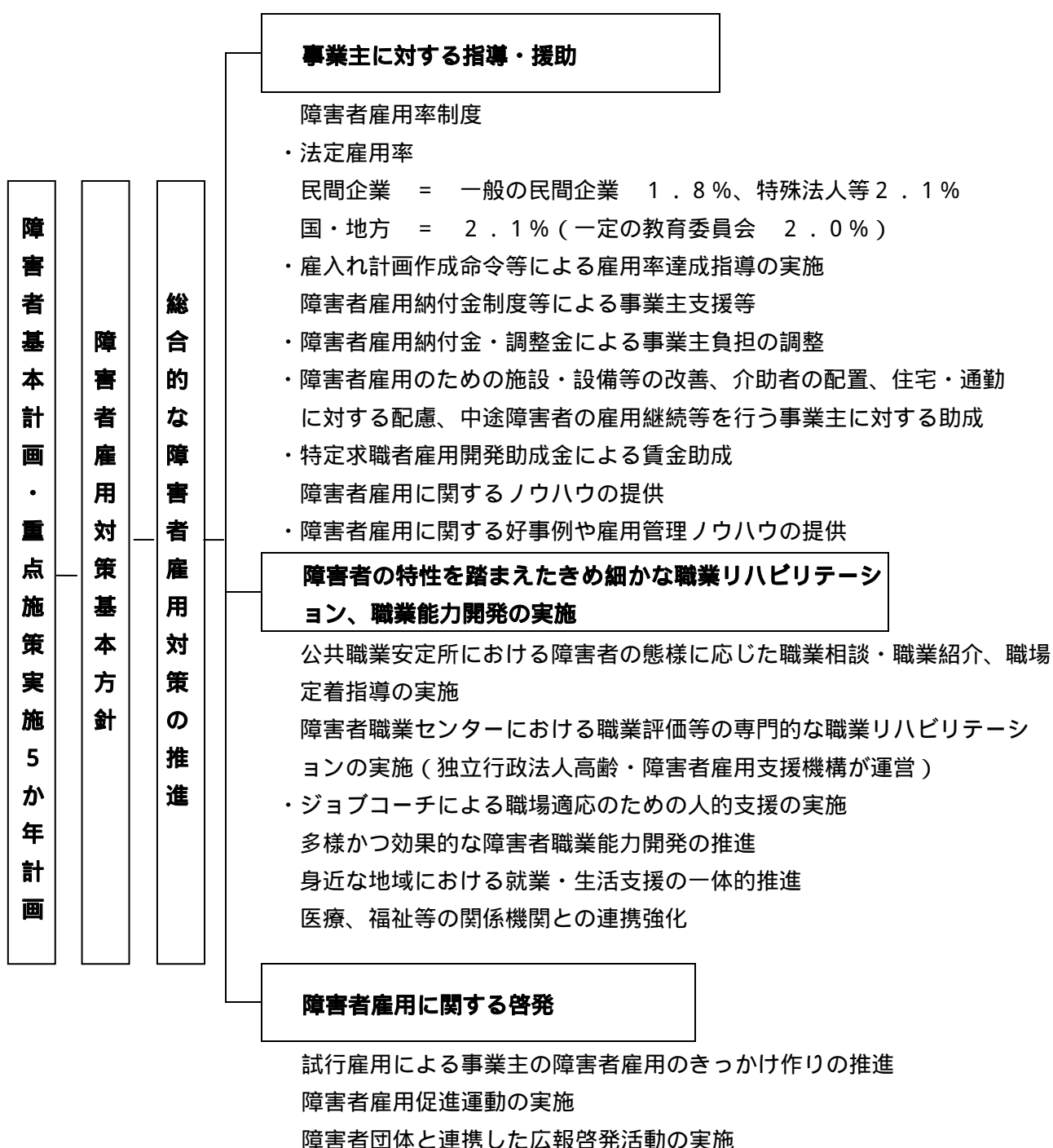
身体障害者 36万9千人  
知的障害者 11万4千人  
精神障害者 1万3千人

(注) 従業員5人以上規模の企業に対する調査

## (2) 障害者の雇用の促進等に関する対策の概要

### 障害者雇用対策の体系について

障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進



## 障害者雇用率制度の概要

### 障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、除外率によって控除した常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

### 一般民間企業における雇用率設定基準

以下の算定式による割合を基準として設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数} - \text{除外率相当労働者数}}$$

重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント

### 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

#### （参考） 現行の障害者雇用率

< 民間企業 >

一般の民間企業 = 法定雇用率 1 . 8 %

特殊法人等 = 法定雇用率 2 . 1 %

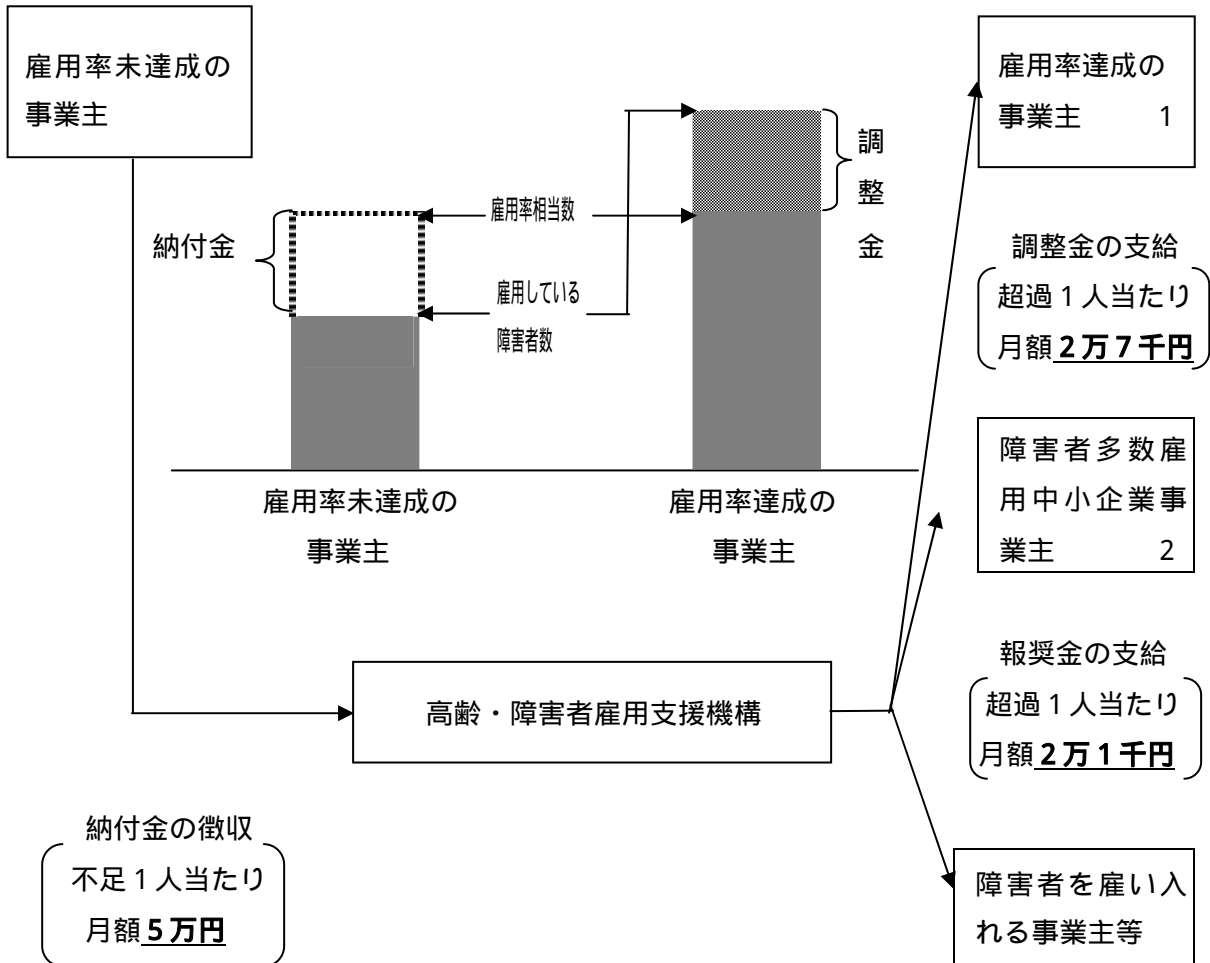
< 国及び地方公共団体 >

国、地方公共団体 = 法定雇用率 2 . 1 %

都道府県等の教育委員会 = 法定雇用率 2 . 0 %

## 障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（**常用労働者301人以上**）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



常用労働者301人以上の企業から徴収し、  
300人以下の中小企業からは徴収していない。

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

- 1 常用労働者301人以上
- 2 常用労働者300人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主  
なお、調整金、報奨金の額については平成15年度からの金額

### (3) 障害者雇用の実例

実際に障害を持つ職員が従事している職務の例として、以下のようなものがあります。これらは、各府省の本省内部部局における例ですが、いずれも障害の有無に関わらず、職員の能力や適性などを踏まえ、適材適所の人事配置が行われています。

障害の種類	職務内容
視覚障害者	庶務業務、会計業務、人事業務、調査業務、分析業務、経理業務等
	国民一般からの電話窓口業務
	審議会等の議事録の作成、相談業務等
聴覚又は平衡機能障害者	裁判関係事務、災害補償事務、会計検査業務、官房業務、図書業務、庶務業務、通信業務
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者	文書受付、庶務業務
肢体不自由者	一般事務、庶務業務、通信業務、会計業務、予算業務、検査業務、調査研究、調達業務
	清掃業務、修理(大工)業務、自動車運転業務
	施設の建設工事に関する計画の作成等
	各種研修の企画・研修資料の作成等
	電話交換業務
	電子情報処理組織による処理に関する専門的事項の処理(重度障害者)
	重要政策に関する事務の総括整理、国際機関との連絡・調整、電算処理システム開発、各種施策の企画立案等
内部障害者	一般事務、官房業務、調査業務、分析業務、会計業務、庶務業務、福利厚生業務、経理業務、通信業務等
	保健衛生及び装備品等の研究開発に関する総合的な政策の企画・立案